

◎新潟県告示第67号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成30年1月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
名和田 義高	内科	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14	H29. 3. 31
星野 清	内科	星野医院	柏崎市四谷1-7-30	H29. 9. 5
加藤 孝之	外科	加藤医院	新発田市下内竹447	H29. 9. 13
高橋 喜子	内科	浦川原診療所	上越市浦川原区有島75	H29. 11. 13
羽尾 博隆	内科 小児科	羽尾医院	上越市稲田3-6-20	H29. 12. 7
中尾 圭介	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三丁目南 32-9	H29. 12. 28
梅林 佑弥	外科	新潟県立十日町病院	十日町市高田町三丁目南 32-9	H30. 1. 4